

2014年11月第3号別刷

**疑問** 扶川さんは、業者からお金をもらっていたの？

**答え** いいえ、一円たりとも、もらっていません。

逮捕された業者は、会社の方針で、一件あたり一万円の「紹介料」を、誰に対しても出していました。これは正当な見返りで、受け取っても何も問題ありません。しかし、それについても扶川さん自身は、一円も受け取りませんでした。

当時扶川さんの事務所に入居していた人が、無利子無担保で低所得者に貸し出す会計を持っており、「紹介料」はそこに寄付していただく形をとっていました。

扶川さんは、保証人が無くてアパートに入居できない生活困窮者の方を救うために、非常に多くの人の保証人になっています。扶川さんは、自らの懐を肥やすどころか、自分の損失をいとわず、追い詰められた人

たちを助けてきました。

扶川さんがそういう人だからこそ、裁判所でさえ、扶川さんが「私利私欲なく」「利他的」（他人のため）に、活動してきたことを認めざるを得なかったのです。

**疑問** 扶川さんは「反社会的なこと」をしたの？

**答え** 私たちは、そう思いません。

扶川さんが、業者に「指示」して二重の書類を作らせたのなら、大きな責任があります。しかし、十六回の公判を傍聴すれば「指示」が業者のつくり話なのは明らかでした。それなのに、徳島地裁は、弁護側の反証を無視し、業者証言だけを丸のみにして扶川さんを「有罪」するといふ「まれにみるお粗末判決」（弁護士団）を下してしまつたのです。

また共産党は、判決がどうあれ、扶川さんが「社会的道義」に反した

ことでだけで充分だと、逮捕直後に扶川さんを「除名」しました。道義違反で除名するという基準は、政党内部の事ですから、関知しません。

ところが、一部に「扶川さんは、反社会的なことをやったから除名された」「一番は、有罪になった。だから選挙は〇〇に」などと言って回る人がいるのには、驚きます。

扶川さんが、業者の行為に目をつぶつたのは、裁判所さえ認めたように、「私利私欲」でなく生活困窮者を救う「利他的」な気持ちからでした。それでも、道義的責任を感じて、自ら潔く辞職しています。

そんな扶川さんに対して暴力団にでも使うような「反社会的」などというレッテルを貼り、鬼の首でもとつたかのように「有罪」を言いたてるのは、私たちは、どう考えても、行き過ぎだと思えます。

無罪につながる証拠を無視して「犯罪者」を作る司法機関の手法こそ、責めるべきでしょう。